

大分県報

令和五年
四月七日

（金曜日）

目次

監査公表

監査委員の公表……………1

○監査公表

監査委員公表第705号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により請求のあった住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査した結果を令和5年4月6日付けで請求人に通知したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月7日

大分県監査委員	長谷尾雅通
大分県監査委員	長野恭子
大分県監査委員	鷗海豊
大分県監査委員	戸高賢史

第1 本件請求についての判断
本件請求を棄却する。

第2 本件請求

1 請求人の住所及び氏名

豊後大野市大野町田中1819番地38 赤星 憲一

2 請求があった日

本件請求があった日は、令和5年2月6日である。

3 請求の要旨

大分県職員措置請求書の記載によれば、本件請求の要旨は、次のとおりである（見出

し符号を変更したほかは、ほぼ原文のまま掲載。事実証明書は省略）。

(1) 大分県知事は、令和4年5月31日、（住所）大分県大分市中央町2丁目5-24ケイソビル4F（名称）株式会社more Most（代表者名）代表取締役江藤勝彦に、サービス産業の新しい生活様式移行・定着に向けたgoogleマイビジネス活用講座企画運営等業務委託業務契約金5,586,400円を支払った。

この交付金のうち、地域講座会場使用料として、竹田市の交流プラザに1時間当たり800円の使用料を支払った（3時間で2,400円）にもかかわらず、81,980円を支払ったように装い、差額79,580円を着服している（大分、別府、日田の他の会場使用料についても、同額を支払ったように報告している。）。

この竹田市交流プラザに関する会場使用料については、令和5年2月3日、中九州アトミュージウム幸寿記念館の館長が、「令和2年6月15日の会場使用料を株式会社more Mostからどれくらい收受したのか」という電話での問い合わせをした結果、「交流プラザの会場利用料については定額以上は收受していない。株式会社more Mostでも同じ使用料を頂きました。」という回答であった。

以上の理由で大分県に金79,580円の損害が発生している。
よって、大分県知事が（名称）株式会社more Most（代表者名）代表取締役江藤勝彦に対して金79,580円を返還させることを請求する。

(2) 大分県知事は令和4年2月25日に（住所）豊後大野市大野町矢田1045番地（名称）mmmn株式会社（代表者名）代表取締役田浦大に、大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金800万円を交付する目録を手渡した。

田浦大は、同社の前身である任意団体「あたらよ」の代表者であり、株式会社more Most代表取締役江藤勝彦とともに、令和3年3月5日に事実と異なる不正な領収書を発行した事件（大分地方裁判所令和4年（行ウ）第1号告訴等請求事件）に関与しているという事実により、大分県補助金規則第15条に該当し、この補助金交付は取り消され、返還されるべきものであるから、これを返還させないことは不作為となる。よって、この不作為により大分県に金800万円の損害が発生している。

よって、大分県知事が（名称）mmmn株式会社（代表者名）代表取締役田浦大に対して金800万円を返還させることを請求する。

4 要件審査

本件請求については、令和5年2月15日に要件審査を行い、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を行うことを決定した。

第3 判断の理由

令和5年4月7日

大分県報号外（監査公表）

1

1 監査の実施に関する事項

(1) 監査対象事項

① 知事が、令和4年5月31日に、株式会社more Most代表取締役江藤勝彦（以下、敬称略。）に対して行った、「サービズ産業の新しい生活様式移行・定着に向けたgoogleマイビジネス活用講座企画運営等委託業務」の契約（以下「本件委託契約」という。）に係る委託料5,586,400円の支出（以下「本件委託契約に係る支出」という。）のうち、地域講座会場使用料81,980円の支出（以下「本件会場使用料に係る支出」という。）に係る事実関係の確認、本件会場使用料に係る支出の違法性又は不当性、本件会場使用料に係る支出が大分県に損害を及ぼすこととなるか、及び措置を講ずる必要が認められるか等について監査した。

② 知事が、令和4年2月25日に、mmmn（まにまに）株式会社代表取締役田浦大に手渡した、「大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金（以下「本件補助金」という。）」800万円の目録に係る支出（以下「本件補助金に係る支出」という。）に係る事実関係の確認、本件補助金に係る支出の違法性又は不当性、本件補助金に係る支出が大分県に損害を及ぼすこととなるのか、及び措置を講ずる必要が認められるか等について監査した。

(2) 監査対象機関
 監査対象部局を商工観光労働部とし、本件委託契約に係る支出の監査対象所属を商業・サービズ業振興課と、本件補助金に係る支出の監査対象所属を経営創造・金融課とした。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述
 法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和5年3月10日及び16日に追加資料の提出があり、同日、請求人が陳述を行った。なお、同条第8項の規定により、請求人の陳述に関係職員が立ち会うことを認めた。

(4) 監査の実施
 令和5年2月17日に本件補助金に係る支出について、及び同月22日に本件委託契約に係る支出について、それぞれ職員監査（予備監査）を実施し、同年3月16日に委員監査を実施した。

2 監査の結果
 監査の結果について、本件委託契約に係る支出と本件補助金に係る支出に分けて記載する。

(1) 本件委託契約に係る支出について

① 確認した事実

監査において、次の事項を確認した。

ア 本件委託契約の概要

・ 委託業務の名称： サービズ産業の新しい生活様式移行・定着に向けたgoogleマイビジネス活用講座企画運営等委託業務

・ 委託先： 株式会社more Most（以下「受託者」という。）

・ 委託目的： 感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に向けて、サービズ産業において「新しい生活様式」への移行・定着のため、googleマイビジネス活用講座の講師の育成及び講師派遣を行い、個店が実施する感染拡大防止策を消費者に「見える化」を図ることを目的とする。

・ 委託業務の内容： 標準テキストの開発、地域講師の公募及び養成、地域講師の派遣調整及び地域講師派遣、地域講座の派遣結果の報告、地域講座の主催、伴走支援の実施、実績報告の作成

・ 契約日： 令和2年6月9日

・ 履行期間（当初）： 令和2年6月9日～同年9月30日

・ 契約金額（当初）： 3,258,530円

・ 変更契約： 4回（履行期間延長、金額変更及び業務内容変更）

・ 履行期間（最終）： 令和2年6月9日～令和4年3月31日

・ 契約金額（最終）： 5,586,400円

・ 実績報告書提出日： 令和4年3月31日

・ 検査日： 令和4年3月31日

・ 請求日： 令和4年5月9日

・ 支払日： 令和4年5月31日

イ 委託契約書の記載

本件委託契約においては、契約書第1条（総期）で、受託者は、仕様書に基づき頭書の委託金額をもって、頭書の履行期間内に、頭書の委託業務を信義に従って誠実に履行しなければならないと定められている。

そして、受託者は、契約書第12条（業務完了通知）に基づき県に実績報告書の提出を行い、それに対し県は、契約書第13条（委託金額の支払）に基づき、確認を行った上で委託料を支払うこととしている。

なお、契約書には委託金額の精算に関する条項はない。

ウ 関係書類の調査

令和4年5月9日起票の支出命令書（決議番号0004301）を檢視したところ、添付されていた委託料の請求書に品目、単価、数量、単位及び単格の欄があり、地域講座（主催型）に係る会場使用料として1回当たり81,980円の記載があった。

② 本件請求の要旨に対する監査対象機関の説明

ア 令和4年5月31日に、受託者に対して、委託業務契約金5,586,400円を支払ったのは事実である。

イ 本委託業務は請負委託であり、仕様書に定めた内容について、契約の期限までに成果物を納品することを目的としている。本事業の仕様書においては、①標準テキストの開発、②地域講師の公募及び養成、③地域講師の派遣調整及び地域講師の派遣、④地域講座の派遣結果の報告、⑤地域講座の主催、⑥伴走支援の実施、⑦実績報告の作成、について定めている。

契約書の書式は、本県会計管理局審査・指導室が作成した委託契約書式例集により定められており、受託者は仕様書に定めた内容について、契約期限までに履行すればよい。また、契約条項において県が実績報告書をもとに委託金額を確定することを定めていない。

本事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により参集型である講座の開催が何度も変更を余儀なくされたことから、最終的な開催回数に応じて令和4年3月30日には契約額の減額変更を行った。その後、受託者が令和4年3月31日に県に提出した実績報告書等により、同社がそれらの業務について信義に従って誠実に履行したことを確認し、委託料を支払ったものである。

請求人は、同委託業務の地域講座会場使用料において県に79,580円の損害が発生しており、返還を請求するとしている。その根拠として、請求書への記載額（会場使用料81,980円/回）を挙げているが、そのように記載されているのは事実である。

しかし、請求書の様式について法律等の定めはないが、本県会計管理局審査・指導室が定める参考様式集によれば、請負契約の請求書に記載すべきなのは、請求年月日、委託業務名、委託金額、相手方住所、商号又は名称、代表者名、振込先であり、委託金額の内訳の記載は要求されていない。この請求書に記載された各品目及び単価は、受託者が自社内での積算根拠確認のため県に提出した見積額

を記載しているにすぎない。

よって、会場使用料の単価81,980円と竹田市の交流プラザへの支出分2,400円に79,580円の差額があっても、それは、受託者の企業努力によるもので、そのことをもって差額を着服していることにはならない（大分、別府、日田の他の会場使用料についても、同様である）。

ウ 以上のことから、大分県知事は、株式会社more Most代表取締役江藤勝彦に対し金79,580円の返還を求める理由がない。

③ 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象機関の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

ア 本件委託契約の性質は、契約書等を確認したところ、請負契約であった。

請負契約とは、民法（明治29年法律第89号）第632条に規定される契約方法で、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものである。

イ 本件委託契約においては、「① 確認した事実」に記載のとおり、契約書に精算に関する条項はなく、事業遂行に当たり実際に要した経費をもって契約終了後に精算するものではなかった。

すなわち、県は、仕様書に定めた内容について履行されているかを確認すればよく、経費の支出内訳までは審査を要しないものである。

県の参考様式集でも、委託契約の請求書に記載すべきなのは、請求年月日、委託業務名、委託金額、住所、商号又は名称、代表者名及び振込先等であり、委託金額の内訳の記載は要求されていない。

ウ なお、請求人は、受託者からの委託料の請求書に地域講座の会場使用料として1回当たり81,980円の記載があることを捉えて、竹田市城下町交流プラザの使用料は3時間で2,400円であったにもかかわらず、81,980円を支払ったように装い、差額79,580円を着服していると主張している。

しかしながら、当該記載は、イで述べたように本来記載する必要はなかったものの、受託者が、独自の様式により、自社内での確認のため、令和3年3月1日に商業・サービス業振興課に提出した参考見積書の単価を記載したもので、実際の支出の単価を記載したものではなかった。

エ よって、契約内容等から判断して、本件委託契約は精算を伴わない請負契約で

あることから、「大分県に79,580円の損害が発生している」という請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 本件補助金に係る支出について

① 確認した事実

監査において、次の事項を確認した。

ア 本件補助金の概要

・補助金名：大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金

・概要：県内ベンチャー企業の競争力強化を図るため、財団法人大分

県産業創造機構が実施する「大分発ニュービジネス発掘・育成

事業（ビジネスプログラミング）」において選出された中小

企業者（「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）第

2条第1項に規定する中小企業者）に対し、翌年度に、受賞者

からの申請に基づき、新製品・新サービスの研究開発、商品開

発及びそれらに伴う事業化等のために要する経費について、予

算の定めるところにより補助金を交付する（補助率10/10以

内）。

・補助事業者：mmmn株式会社

・目録交付日：令和4年2月25日（本件補助金800万円の交付内定）

・内示日：令和4年3月25日

・交付申請日：令和4年7月27日

・交付決定日：令和4年8月1日

・事業実施期間：令和4年8月1日～令和5年3月31日

・交付決定額：800万円

ウ 関係書類の調査

令和4年7月27日起票の支出負担行為決議書（決議番号00160）を検分したと

ころ、添付されていた同年8月1日付けの交付決定通知書に800万円の記載が

あった。

② 本件請求の要旨に対する監査対象機関の説明

ア 令和4年2月25日にmmmn株式会社に対して、大分県知事名で目録を交付した

のは事実である。

イ 令和4年度の任意団体「あたらよ」（以下「あたらよ」という。）の役員名簿

を確認したところ、田浦大があたらよの代表者であるのは事実である。

請求人は、あたらよがmmmn株式会社の前身であると主張するが、あたらよの運営規約、令和3年度の決算書、令和4年度の事業計画等を確認したところ、あたらよは、現在も存在しており、そのような事実はない。

請求人は、本件補助金の補助事業者であるmmmn株式会社の代表者が、あたらよの代表として、事実と異なる不正な領収書を発行した事件に關与しているという事実により、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）第15条に該当するため、大分県知事に対してmmmn株式会社が800万円を返還させるよう求めている。

しかし、mmmn株式会社が「令和3年3月5日に事実と異なる不正な領収書を発行した事件に關与した」という事実は確認できなかった。

規則第15条第1項は、「知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に關して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる」としている。

令和5年3月16日現在において、mmmn株式会社が令和4年度の本件補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業等に關して本件補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分違反したという事実は確認していない。

また、令和4年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業の補助事業者はmmmn株式会社であり、あたらよではない。mmmn株式会社は、あたらよとは別人格の法人であるため、あたらよが關与する事件は、mmmn株式会社に対する規則第15条第1項の取消事由に該当しない。

よって、県に800万円の損害は発生していない。

ウ 以上のことから、大分県知事は、mmmn株式会社代表取締役田浦大に対して800万円の返還を求める理由がない。

③ 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象機関の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

ア 請求人は、mmmn株式会社の代表者である田浦大が、あたらよの代表者として「事実と異なる不正な領収書を発行した事件」に關与しているという事実により、規則第15条に該当し、補助金交付決定は取り消されるべきであると主張する。

イ しかし、本件補助金の補助事業者であるmmmm株式会社は、会社法（平成17年法律第86号）第3条に規定する法人格を有する団体であり、他方、あたらずは、法人格のない団体で、経営創造・金融課があたりよから提供を受けた運営規約、役員名簿等を確認したところ、mmmm株式会社とは代表者が同一人物であるものの、別個の団体であることが認められた。

ウ 規則第15条第1項は、「知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づき知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」と規定している。

エ 職員監査において、mmmm株式会社が本件補助金を他の用途への使用をし、又はその他補助事業に関して本件補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づき知事の処分に違反したという事実は確認されなかった。

他に、大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金交付要綱（平成16年商工労働部長伺い定め）等の関係例規も確認したが、交付決定の取消事由に該当するような事実は確認されなかった。

オ よって、「本件補助金の交付決定は取り消され、返還されるべきである」という請求人の主張には理由がないと判断する。

(3) 結論

以上のことから、本件請求には理由がないと判断する。